

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	勝浦市	国調人口(H22. 10. 1現在)	20,788
構成団体名		職員数(H24. 4. 1現在)	214
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 (年度)		
	計画期間:		

注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計に属する全職員（地方公務員法第3条3項の特別職を除く。）について、平成24年4月1日現在で記入すること。ただし、教育長及び4月1日付け退職者は除くこと。

3 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率が財政再生基準又は早期健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当する決算年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画又は財政健全化計画の計画期間を併せて記入すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.499 (22年度)	経常収支比率 (%)	93.8 (21年度)
財政力指数(臨財債振替前)	(年度)	将来負担比率	121.0 (21年度)
実質公債費比率 (%)	12.2 (22年度)		

注1 財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数(臨財債振替前)については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で、当該市町村合併に伴い実施（予定）の行革の内容等の要旨を記入すること。また、要旨については、別紙としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画
計 画 期 間	H24～H28
既 存 計 画 と の 関 係	市財政健全化計画(H23～H25)で定めるものを基本に財政健全化を目指す
公 表 の 方 法 等	ホームページ・平成25年3月議会全員協議会で説明
基 本 方 針	国や県の動向を注視し、補助制度の活用をはじめとする財源の確保はもとより、限られた財源を効果的かつ効率的な活用を図り、市総合計画の事業を推進するとともに住民福祉の向上に努める。また、事業の重要度、緊急度及び事業効果の高いものを選択して事業を実施する。

I 基本的事項（つづき）
5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	302,932.5			302,932.5
	補償金免除額	37,828.2			37,828.2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に()書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通 会計 債	一般単独・庁舎等	302,932.5			302,932.5
小 計 (A)		302,932.5			302,932.5
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)		0			0
合 計 (A)+(B)		302,932.5			302,932.5

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通 会計 債					
小 計 (A)					
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通 会計 債					
小 計 (A)					
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

- 注1 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 2 公営企業債のうち、当該地方公共団体の一般会計が負担するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)については、「一般会計出資債等」欄に記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当市は、千葉県南部に位置し、太平洋を望む海洋性リゾート地として、また、地域資源を活用した農林水産業や観光業により産業振興を図ってきたところであるが、長引く景気の低迷や勝浦市の人口は少子高齢化（H22国調の高齢化率：32.6%）などにより、市の経済情勢の展望は厳しく、また、平成22年度の財政力指数（3カ年平均）では、近隣2団体の財政力指数は0.53（いすみ市）、0.55（鴨川市）に対し、当市は0.50となっている。</p> <p>また、住民ニーズや防災面の強化を図るために実施しなければならない文化会館建設事業や学校体育館耐震及び大規模改修事業など多額の需要が見込まれる中、経費の削減と効率的な財政運営を図る必要がある。</p>
財政運営課題	<p>課 題 ① 給与水準・定員管理の適正合理化</p> <p>健全な財政運営を行う上で、人件費の抑制が必要であることから既に取り組んできており、平成18年1月に策定した集中改革プランでは、平成17年4月の職員数276名に対し平成22年4月の職員数を26名減の250名とする計画を立て、人件費を抑制する定員の適正化を推進してきた。今後においても、業務量とのバランスを考慮した定員適正化を継続する必要がある。</p> <p>課 題 ② 公債負担の健全化・地方債の借入の抑制</p> <p>今後大規模な建設事業が見込まれる中、将来の公債費負担を推計して財政を逼迫させないよう可能な限り新たな起債を抑制するとともに、起債する場合は交付税措置のある地方債を活用することが必要である。</p> <p>課 題 ③ 物件費、維持補修費等の見直し</p> <p>健全な財政運営を行う上で、経常経費を削減することが必要であり、各事務事業の総点検を行うなど、物件費や維持補修費をはじめとする経費の抑制が必要である。</p> <p>課 題 ④ 市税等の自主財源の確保</p> <p>市税等の徴収率は平成22年度決算で市税82.2%、国民健康保険税62.2%であり、調定額が同規模の県内団体（平均）は市税等は91.5%、国民健康保険税64.1%となっている。今後、滞納処分強化などの徴収強化を図り、また、歳計金の安全かつ効率的な運用などにより自主財源の確保に努める。</p>
留意事項	<p>今後の主要事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民文化会館建設事業…2,365百万円（H24～H26） ○学校体育館耐震及び大規模改修事業…892百万円（H24～H25） ○学校給食共同調理場改築事業…748百万円（H25～H26） ○中央保育所整備事業…651百万円（H25～H26） ○防災行政無線更新事業…564百万円（H25～H28）

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記入する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

III 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算)	平成24年度 (計画初年度) (決算)	平成25年度 (計画第2年度) (決算)	平成26年度 (計画第3年度) (決算)	平成27年度 (計画第4年度) (決算)	平成28年度 (計画第5年度)
地方税	2,333	2,465	2,243	2,198	2,195	2,101 2,122	2,111 2,142	2,106 2,122	2,025 2,093	2,016 2,085
地方譲与税等	432	389	372	362	338	332 329	332 338	332 360	332 503	332 482
地方特例交付金	10	18	25	32	28	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3
地方交付税	2,056	2,235	2,359	2,640	2,662	2,470 2,533	2,470 2,522	2,470 2,457	2,470 2,586	2,470 2,493
小計(一般財源計)	4,831	5,107	4,999	5,232	5,223	4,906 4,987	4,916 5,005	4,911 4,942	4,830 5,185	4,821 5,063
分担金・負担金	20	19	20	27	23	18 22	15 24	65 33	15 22	266 20
使用料・手数料	185	229	215	220	208	209 203	209 208	209 198	209 192	209 203
国庫支出金	480	518	1,197	1,071	781	1,006 745	1,547 2,258	1,207 1,465	985 891	914 831
うち普通建設事業に係るもの	18	11	74	279	15	236 6	795 940	432 636	184 54	95 165
都道府県支出金	320	335	363	827	449	804 513	366 804	435 507	362 468	798 527
うち普通建設事業に係るもの	14	20	36	289	64	338 19	7 346	77 73	5 18	426 50
財産収入	21	8	73	32	5	5 6	5 6	5 22	5 7	5 5
寄附金	2	101	8	14	5	0 63	0 13	0 115	0 301	0 600
繰入金	290	165	27	21	41	149 397	273 485	579 1,309	201 489	231 920
繰越金	236	185	303	381	485	469 469	319 512	399 562	407 505	164 335
諸収入	195	220	293	308	257	172 213	174 215	238 228	172 219	172 165
うち特別会計からの貸付金返済額										
うち公社・三社からの貸付金返済額										
地方債	369	264	429	724	472	1,221 568	1,793 2,011	1,637 1,673	724 516	585 578
特別区財政調整交付金										
歳入合計	6,949	7,151	7,927	8,857	7,949	8,959 8,186	9,617 11,541	9,685 11,054	7,910 8,795	8,165 9,247
人件費 a	1,832	1,821	1,733	1,736	1,746	1,881 1,747	1,883 1,680	1,913 1,720	1,869 1,738	1,859 1,681
うち職員給	1,202	1,166	1,075	1,072	1,063	1,145 1,078	1,146 1,024	1,164 1,054	1,137 1,074	1,131 1,087
物件費 b	1,099	1,010	1,071	1,081	1,331	1,261 1,377	1,134 1,449	1,147 1,454	1,191 1,647	1,171 1,646
維持補修費 c	49	48	41	59	91	62 50	38 50	38 47	53 46	68 17
a + b + c = d	2,980	2,879	2,845	2,876	3,168	3,204 3,174	3,055 3,179	3,098 3,221	3,113 3,431	3,098 3,344
扶助費	777	839	890	1,115	1,140	1,298 1,144	1,229 1,126	1,259 1,172	1,294 1,062	1,330 1,050
補助費等	702	726	1,049	893	752	720 704	712 728	710 790	711 925	708 1,056
うち公営企業(法通)に対するもの	21	18	16	15	13	11 11	11 9	11 10	11 12	11 12
普通建設事業費	454	339	767	1,216	462	1,669 574	2,402 3,386	2,376 3,062	785 353	1,098 553
うち補助事業費	52	28	159	742	114	982 69	2,090 2,554	1,645 1,762	562 114	298 226
うち単独事業費	402	311	608	474	348	687 505	312 832	731 1,300	223 239	800 327
災害復旧事業費	115	45	2	13	30	11 23	10 15	10 71	10 23	10 2
失業対策事業費	0	0	0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
公債費	872	952	942	956	902	862 862	935 864	925 898	902 871	890 831
うち元金償還分	664	756	760	786	742	716 716	797 748	786 784	758 763	755 740
積立金	51	305	271	455	192	32 344	0 797	0 390	0 688	0 841
貸付金	27	33	31	27	25	22 21	22 19	22 18	22 17	22 15
うち特別会計への貸付金										
うち公社、三社への貸付金										
繰出金	749	695	718	790	781	785 799	816 829	841 881	872 932	916 912
うち公営企業(法非通)に対するもの	0	1	21	1	0	0 0	0 5	0 5	0 0	0 0
その他	37	34	31	30	29	37 29	37 36	37 47	37 55	37 60
歳出合計	6,764	6,847	7,546	8,371	7,481	8,640 7,674	9,218 10,979	9,278 10,550	7,746 8,357	8,109 8,664

【財政指標等】

(単位：百万円、人)

区 分	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算)	平成24年度 (計画初年度) (決算)	平成25年度 (計画第2年度) (決算)	平成26年度 (計画第3年度) (決算)	平成27年度 (計画第4年度) (決算)	平成28年度 (計画第5年度)
形式収支	185	303	381	485	469	319 512	399 562	407 504	164 437	56 583
実質収支	185	278	352	450	451	319 421	399 476	407 432	164 416	56 583
標準財政規模	4,591	4,922	5,043	5,330	5,238	5,055 4,997	5,001 5,013	4,996 4,997	4,916 5,167	4,908 5,064
財政力指数	0.552	0.541	0.529	0.499	0.476	0.463 0.464	0.462 0.465	0.462 0.470	0.458 0.470	0.457 0.471
実質赤字比率 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経常収支比率 (%)	99.5	95.8	93.8	88.7	92.7	96.5 94.8	95.8 93.3	96.5 95.6	98.7 92.4	99.3 95.9
実質公債費比率 (%)	12.3	12.3	12.2	11.7	10.3	9.0 9.3	8.1 8.5	7.8 8.7	7.6 8.2	7.3 7.7
地方債現在高	8,411	7,919	7,587	7,525	7,255	7,760 7,107	8,756 8,370	9,607 9,259	9,573 9,011	9,403 8,854
積立金現在高	532	733	984	1,421	1,592	1,443 1,562	1,170 1,896	591 993	390 1,210	159 1,239
財政調整基金	136	339	533	861	1,023	898 917	649 1,268	292 610	113 601	12 572
減債基金	4	4	4	4	4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4
その他特定目的基金	392	390	447	556	565	541 641	517 624	295 379	273 350	143 663
職員数	214	208	209	209	214	213 216	213 215	213 218	213 215	213 215

注 実質公債費比率は、平成21年度(平成18年度から平成20年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成20年度欄に、平成22年度(平成19年度から平成21年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成21年度欄に、それぞれ記入すること。

IV 行政改革に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容		
2 経常経費の見直し		
○ 定員管理	①	定員管理については、平成18年1月に策定した集中改革プランにおいて、平成17年4月の職員数276名（特別会計含む）に対し平成22年4月の職員数を26名減の250名とする計画を立て、定員の適正化を推進した。平成24年4月において245名となり目標を上回る削減を達成した。平成26年度から28年度までの3カ年度間を計画期間とした現在の定員適正化計画では職員数を248名とする計画を立てており、今後も業務量とのバランスを考慮した配置も含めた適正化を推進する。なお、平成28年4月1日現在の総職員数は245名である。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	①	国家公務員の給与構造改革に準じて平成18年4月に給与制度の改正を実施し、また、人事院勧告が示された場合は勧告に基づき給与の削減等を実施してきた。平成23年のラスパイレス指数は99.4となっており、今後も適正な給与水準の維持に努める。また、地域手当については、平成21年4月より廃止している。さらに、管理職手当の削減を実施するなど、給与抑制を図っている。また、平成25年1月28日付けで総務大臣より通知のあった地方公務員の給与の改定に関する取扱いに基づき、本市は条例改正を行い、平成25年7月から9ヶ月間の給与削減を行っている。
◇ 技能労務職員の給与のあり方	①	平成20年3月に作成した「技能労務職員の給与等の見直しに向けた方針」に基づき、国、類似の地方公共団体、民間企業における給与等を考慮し、適正な水準となるような措置を講じていく。また、技能労務職の業務について精査し、その職及び職員の削減に努めている。（平成21年4月から電話交換手を廃止）
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	①	退職時特昇等退職手当については、平成22年4月より退職時特別昇給を廃止し、国の退職手当制度に準じた適正な制度を維持している。
◇ 福利厚生事業のあり方	①	千葉県市町村職員共済組合に加入し、負担金を公費で支出している。市職員で構成する互助組織（任意団体）に対して公費の支出はしていない。
○ 物件費、維持補修費等の見直し	③	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車について、買換え時期に合わせ低公害車の導入やリース化を図る。 ・ 各種イベントについて、実行委員会形式にふさわしい作業分担を検証し、適正な運営を図る。 ・ 市有施設について、計画的な改修や施設の維持管理等により将来にわたる維持管理の軽減化と延命化を図る。 ・ 児童数の動向や地域の実情を踏まえ、保育所等の規模及び配置の適正化を図る。 (平成24年度から郁文保育所を廃止、平成26年度から東保育所、鶴原保育所及び興津保育所を廃止) ・ 電子申請、電子入札及び地方税電子申告等を推進し、事務の効率化、簡素化を図る。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		
○ その他	②	今後実施する大規模な建設事業では国県交付金を活用するとともに、将来の公債費負担を推計して財政を逼迫させないよう可能な限り新たな起債を抑制する。なお、起債する場合は交付税措置のある地方債の活用を図る。

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項目	IIの課題番号	具体的内容
3 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	④	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁体制による徴収を実施して徴収率の向上を図るとともに、高額滞納事案の整理の推進、コンビニ収納など収納機関の拡大等を図る。 ・滞納者と積極的な折衝を行い生活実態を的確に把握するとともに、滞納原因や所得状況を分析するなどして今後の徴収対策にフィードバックさせて徴収強化を図る。 ・遊休資産の売却・貸付及び賃借人への売却により、歳入の確保に努めるとともに、有効活用を図る。
4 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進		
5 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開		<ul style="list-style-type: none"> ・勝浦市の当初予算及び決算の概要について、広報やホームページに掲載して住民への周知を図っている。 ・勝浦市行政改革大綱2011（平成24年3月策定）について、毎年度の実施状況を広報に掲載するとともに、市ホームページにより公表する。
◇ 給与及び定員管理の状況の公表		給与及び定員管理の状況の公表については、市のホームページで公表している。また、概要を毎年12月に広報にて公表している。
◇ 財政情報の開示		広報により財政情報を公表しており、4月に当初予算の概要を、12月に決算の概要を公表している。
○ 行政評価の導入		行政の現状を認識し、行政課題を発見するための手段として、行政評価制度について試行結果を踏まえ、その導入を図る。
6 その他		複雑・多様化する市民の要望に柔軟かつ適切な対応を行なうためには、財政的な制約はもとより、行政だけでは画一的なサービスになる傾向にあることから、市民と行政がよきパートナーとして、共に魅力ある地域づくりを積極的に展開していくため、市民との協働によるまちづくりを推進していく。

注1 上記区分に応じ、「II 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う行政改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除線上償還措置の承認を受けている団体については、更なる行政改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する団体については、計画前5年間に取り組んできた行政改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う行政改革推進効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 財政状況が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態であっても、財政状況を良好な状態に維持するため又は更なる財政健全化のために講じている歳入確保策・歳出削減策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【新規計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課 題	取 組 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	人件費においては、平成18年1月に策定した勝浦市集中改革プランや定員適正化計画を推進してきたところである。基準年度を平成18年度とし、保育所の統廃合等を含めた施設や人員の適正配置を検討し、経常経費の抑制を図る。
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	大規模な建設事業は先送りするなど極力控え、可能な限り新たな起債を抑制する。止むを得ず新たな起債を行う場合でも交付税措置のある起債を活用する。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	公営企業会計に対する基準外繰出金は実施していないが、今後も引続き、基準外繰出しを抑制する。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

（単位：百万円）

課 題	項 目	実 績					計画前5年度 実 績	目 標						計画合計				
		平成19年度 （計画前5年度） （決 算）	平成20年度 （計画前4年度） （決 算）	平成21年度 （計画前3年度） （決 算）	平成22年度 （計画前々年度） （決 算）	平成23年度 （計画前年度） （決 算）		平成24年度 （計画初年度） （決 算）	平成25年度 （計画第2年度） （決 算）	平成26年度 （計画第3年度） （決 算）	平成27年度 （計画第4年度） （決 算）	平成28年度 （計画第5年度）						
	実質公債費比率	12.3	12.3	12.2	11.7	10.3		9.9	9.3	8.4	8.5	7.8	8.7	7.6	8.2	7.3	7.7	
	地方債現在高	8,411	7,919	7,587	7,525	7,255		7,760	7,107	8,766	8,370	9,607	9,259	9,573	9,011	9,403	8,854	
1	職員人件費【一般会計・特別会計】（※H18 1,926）	1,835	1,823	1,752	1,742	1,724		1,805	1,751	1,807	1,725	1,835	1,799	1,793	1,751	1,782	1,768	
	改善効果額	91	103	174	184	202	754	121	175	119	201	91	127	133	175	144	158	1,362 1,590
1	保育所統合による経費削減	0	0	0	0	0			6		6		6		6		6	
	改善効果額						0	6	6	6	6	6	6	6	6			30
							0											
							0											
							0											
							0											
							計画前5年間改善効果額 合計	754							改善効果額 合計 A	1,362 1,620		
													Aのうち公営企業会計加算分 B	0 0				
													(Bの内訳) ○○会計への加算額					
													○○会計への加算額					
													A-B		1,362 1,620			
													<参考> 補償金免除額（旧資金運用部資金）		37.8			

注1 歳入削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。

2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

3 「Aのうち公営企業加算分 B」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経費削減の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。）。